

平成 31 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会

大船渡地区環境衛生組合

平成 31 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会会議録

平成 31 年 2 月 14 日(木) 午後 1 時 00 分開議

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 議案第 1 号 平成 31 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて  
日程第 4 議案第 2 号 平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて  
日程第 5 議案第 3 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席議員(10 名)

議 長	小松 龍一 君	副議長	菅野 浩正 君
1 番	金子 正勝 君	2 番	奥山 行正 君
3 番	東 堅市 君	4 番	船砥 英久 君
5 番	泉田 是重 君	7 番	今野 善信 君
8 番	瀧上 清 君	10 番	滝田 松男 君

欠席議員(0 名)

遅刻議員(0 名)

早退議員(0 名)

当局出席者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	高 泰久 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	佐藤 力也 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民生活環境課長	安田由紀男 君
住田町町民生活課長	梶原ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	及川 吉郎 君
係 長	曾根 悦子 君

主 任

鈴木 伸 君

午後 1 時 00 分開会

○議長(小松龍一君) それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから平成 31 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

ここで議事日程に入るに前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から平成 30 年度分、平成 30 年 11 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果についての報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了解願います。以上で諸報告を終わります。

○議長(小松龍一君) それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長(小松龍一君) 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 8 番 淵上清君、9 番 菅野浩正君の両名を指名いたします。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 3、議案第 1 号平成 31 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについてを議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者(戸田公明君) 平成 31 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ちまして組合運営の基本方針を申し述べさせていただきますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

廃棄物を取り巻く社会情勢は、身近な生活環境の保全ばかりでなく、昨今話題となっているマイクロプラスチック問題を引き起こすプラスチックごみに見られるような地球規模で深刻化している環境問題が生じており、ごみの減量化や分別、リサイクルの推進といった適正処理による循環型社会の構築に向けた取り組みの推進が求められております。

このような中、当組合で共同処理しております関係市町の家等から排出されるごみ

の収集及び処分につきましては、岩手県沿岸南部クリーンセンターにおける広域処理の実施と相まって順調に推移しているところであります。

ごみの排出量は、ピークであった平成 15 年度の約 70%まで減少し、過去、最も少ない年度であった平成 23 年度に迫る数値となりました。減少の主な要因としては、管内人口の減少以外に、ごみの減量化や再資源化に向けた取り組みとして当組合が実施している清掃美化運動推進事業や集団資源回収事業、資源古紙や小型家電の分別回収、大船渡市の一部の地域において実施されている再利用ごみモデル収集事業や、管内スーパーマーケットが行なっている店頭回収により、住民のごみ処理に対する意識が高まってきていることによるものと推察しております。

この流れを継続させ、恵まれた自然環境を保全するとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、関係市町等と連携を深めながら、限られた財源を効果的に活用し、多様化する諸課題への的確な対応に努め、ごみの減量化や分別、リサイクルを含めた適正処理を推進する環境組合行政を進めてまいります。

こうした観点に立ちまして、平成 31 年度一般会計予算について申し上げます。ごみの収集業務につきましては、行政改革推進の観点から、平成 12 年度より段階的に民間事業者へ委託しており、組合が保有する人的、物的資源の効率的かつ効果的な活用を考慮した上で、安定して収集業務が行われるよう、平成 30 年度からの継続契約により、引き続きごみの収集車 5 台分の収集業務の民間委託を予定しております。また、住まいの復興の進展によるごみステーションの新設等につきましては、地域公民館等からの要請に随時対応するとともに、高齢者、身障者世帯における粗大ゴミ等の訪問収集業務につきましても継続して行なって参ります。

ごみの中間処理業務につきましては、広域処理が行われている岩手沿岸南部クリーンセンターへ搬出されるまでの間、大船渡地区クリーンセンター内で一時貯留を行うものとなっており、近隣地区における生活環境を損なうことのないよう配慮しながら、岩手沿岸南部広域環境組合と連携を密にし、計画的にごみの排出が図られるよう取り組んで参ります。

また不燃ごみや粗大ごみの処理につきましても、安定して処理業務が行われるよう、平成 30 年度からの継続契約により、引き続き民間事業者への委託による実施を予定しております。

岩手県沿岸南部クリーンセンターから搬入される溶融飛灰につきましては、住田町大平地区に整備した最終処分場において埋立処分を行なっているところであり、自然環境や近隣地区の生活環境の悪化を招くことのないよう、浸出水処理施設の維持管理を適切に行いながら実施して参ります。

また東日本大震災に伴う原発事故により放出された放射性物質による汚染状況のモ

ニタリング調査については、国の補助金を導入し継続して実施して参ります。

ごみの適正処理につきましては、これまでに引き続き清掃美化運動推進事業や集団資源回収事業等の推進を図るとともに、資源古紙や小型家電製品の分別回収を実施することにより、ごみの減量化と古紙類や非鉄金属類の再資源化を推進して参ります。

当組合が保有する施設等につきましては、全体的に老朽化が進行していることから、平成 29 年度に策定した大船渡地区環境衛生組合公共施設等総合管理計画に則り、定期点検と予防保全等の実施による長寿命化に向けた施設管理を推進いたします。

平成 30 年度実施予定でありました中間処理施設内に残存している旧焼却施設の煙突の除却につきましては、全国的な建設需要が落ち着く時期を待って実施することとし、社会動向を注視しながら事務を進めて参ります。

最後に職員の安全管理等ではありますが、収集、中間処理、最終処分の各業務において危険を伴う作業も多いことから、作業中の安全管理対策の実施を含め、全職員に十分注意喚起を行うとともに、現場における技術研修等の機会を確保し、職員の知識向上と資質向上により、安全管理等を推進いたします。

なお、詳しい内容につきましては事務局長から説明をいたさせますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは私から平成 31 年度における一般会計予算の具体的な内容についてご説明いたします。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号平成 31 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 211 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは別冊の平成 31 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算書により説明させていただきます。1 ページをお開き願います。平成 31 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。平成 31 年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 2,614 万円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。歳出予算の流用。第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

お開き願います。第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 2 億 454 万 8,000 円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料 1,890 万円。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 63 万 3,000 円。4 款 1 項繰越金 1,000 円。5 款諸収入、1 項組合預金利子 1,000 円。2 項雑入 205 万 7,000

円。以上、歳入合計額を2億2,614万円とするものでございます。

次のページをご覧ください。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款1項議会費78万6,000円。2款総務費、1項総務管理費3,063万5,000円。2項監査委員費7万2,000円。3款衛生費、1項清掃費1億9,007万4,000円。4款1項公債費447万3,000円。5款1項予備費10万円。以上、歳出合計額を2億2,614万円とするものでございます。

お開き願います。次に予算に関する説明書の6ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1総括といたしまして、歳入歳出それぞれ前年度と比較した表を載せてございます。この表にておわかりいただけますように、前年度予算と比較いたしますと7,977万8,000円の減となっております。その理由でございますが、前年度予算におきまして計上しておりました煙突解体撤去、塵芥収集車両更新、最終処分場の防護シート設置に係る金額が減少したことによるものでございます。

7ページをご覧ください。2、歳入でございます。款、項、目、本年度予算額の順に主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金2億454万8,000円。内訳といたしましては、1節事務費分担金1億9,007万5,000円と2節建設費分担金1,447万3,000円でございます。なお、関係市町である大船渡市及び住田町の分担金の積算根拠等につきましては、本予算書の22ページ及び23ページに掲載してございますので、参考にしていただきたいと存じます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料1,890万円。廃棄物処理手数料でございますが、これは一般家庭及び事業系の一般廃棄物を当組合に持ち込み処理する場合の処理手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金63万3,000円。これは平成27年度から継続して実施しております最終処分場放流水に係る放射線物質測定に要する経費の補助金でございます。お開き願います。5款諸収入、2項1目雑入205万7,000円。資源古紙引渡料等でございます。6款1項組合債、こちらにつきましては、今年度予定してございませんので、ゼロ円でございます。

次のページをご覧ください。3、歳出でございます。款、項、目、本年度予算額の順に主なものを申し上げます。1款1項1目議会費78万6,000円。議員報酬及び議会開催に係る費用弁償等でございます。本年度におきましては、隔年で実施しております研修視察に係る費用を盛り込んでおりますことから、前年度より40万円ほどの増額となっております。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,063万5,000円。主なものは人件費でございます。お開きいただき11ページをご覧ください。2項1目監査委員費7万2,000円。委員報酬及び月例監査等に係る費用弁償等でございます。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億9,007万4,000円。職員人件費の他、8節報償費は報償金450万円。こちらは登録団体となっている地域の子供会や町内会組織が有価物の集団資源回収を行なった場合における奨励金でございます。11節需用費のう

ち修繕料 1,333 万円。これは中間処理施設や最終処分場、塵芥収集車の修繕費用でございます。13 節の委託料は可燃物収集 4,971 万 7,000 円。燃えるごみの収集運搬委託費用でございます。不燃物処理、粗大ごみ広域運搬 1,606 万 3,000 円。燃えないごみの収集運搬と粗大ごみの分別処理及び沿岸南部クリーンセンターへの搬送に係る委託費用でございます。最終処分場水質検査 511 万 5,000 円。最終処分場方流水の水質検査委託費用でございます。木屑類処理 682 万 4,000 円。こちらは収集し、または持ち込まれる木屑類の資源化に係る費用でございます。14 節使用料及び賃借料 282 万 9,000 円は、中間処理施設と最終処分場用地の賃借料等でございます。次のページをご覧ください。4 款 1 項公債費、1 目元金 427 万 2,000 円。2 目利子 20 万 1,000 円。これは平成 23 年度に借りました積込中継施設整備事業債の元利償還金と平成 30 年度において塵芥収集車の更新費用として借ります一般廃棄物処理事業債に係る利子分でございます。お開きいただきまして 14 ページ以降に給与費明細書等を載せてございますが、これらの説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第 1 号についての質疑を許します。8 番 淵上清君。

○8 番(淵上清君) 8 番 淵上です。何点か質問をいたします。特に年末年始のごみ収集あるいは受付等については、非常に努力されているなということで、私の住んでいる地域からもその姿が見えるということで、評価をいただいております。その点については本当に感謝を申し上げたいと思います。いま冒頭に、今年の方針の中にもありましたが、一つ目は原発に係る調査ということで、これが継続しているということなんです。31 年度ということですが、これについては特段これまで数値の高いものとか問題となったことがないものかどうか、あるいは 31 年度は何度、どのくらいの頻度で調べられるのか、その点が一つ。

それから使用しないということで、煙突があるわけですが、今、この震災復興がらみの繁忙期を避けてということで、先送りということですが、その点での安全面あるいは予算措置については担保されているものかどうか。

それからもう 1 点は、先々の話ですが、こうしてみますと、様々な取り組みによってごみの減量化が図られているということで、いずれ広域の面でも総体的には減っているということも聞こえてきています。そういった中で、これからの様々な収集業務とか、どんどんどんどん人口の減少に伴って、経費もかかなくなる面もあるかと思うんですが、逆に今、資源として利用している当市から、あるいは住田町からのごみ等々の釜石市に運ばれていることなんです。そういったところへの資源としての影響というものがどのように見込んでいるものなのか、その点をお聞かせ願えればと思います。3 点目については先々の話なので、現在考えられる範囲で結構でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小松隆一君） はい事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） まず1点目のご質問でございました原発に係る放射性物質の測定結果、こちらでございますが、平成27年度から実際実施しております、結論といたしまして基準規制値をかなり下回っているということと、あと昨年度、本年度につきましては検出されていないというのが実情でございます。

2点目、31年度に実施する頻度、放射性物質の測定の頻度に対する頻度に関する質問でございますが、こちらは月に一度、毎月一度実施してございまして、年間にいたしますと12回の実施となっております。

3点目、煙突解体の先送りに係る予算等の担保ということへのご質問ございました。こちらにつきましては後ほど平成30年度の今年度の補正予算の説明等で、詳細についてはご説明しようというふうに考えてございました。今お答えするのは、予算の担保という部分についてのお答えをしたいと思います。そのとおり予算の担保という部分では、当然、予算は皆様に、予算案を皆さんの方に提示いたしまして、その議決によって予算の担保ということがまず一つ大原則でございますが、それ以外の財源的なものでございます。現在でもそうなんですけれども、財源といたしましては公共施設等適正管理事業債、こちらの導入を予定してございます。今年度も同様にその導入を予定してございました。導入率といたしましては事業費の90%は起債での導入が可能ということでございまして、こちらの起債は現時点におきましては平成32年度までは導入が可能という仕組みとなっておりますので、その32年度までには現在の制度の仕組みからいきますと、32年度からではその起債の導入が可能な状態になってございます。

最後に、ごみの減量化に伴って、その資源量の減少ということについてのご質問であったかというふうに感じましたが、そのとおり、ごみはご指摘がありましたとおり、年々減ってきてございます。沿岸南部クリーンセンターで実際処理しておりますのは燃えるごみということで、燃えるごみはすべからずこちらで処理している。その他に燃えないごみにつきましては、空き缶あるいはビン類、ダンボール類などの資源古紙類、そういったものは別に再資源化に向けてそれぞれ処理されているところでございます。その動向でございますが、やはりごみ総量の減少とともにですね、それぞれ資源化されるようなビン類、缶類あるいは古紙類、これも減少傾向にあるのかなというふうな感じで見えております。今後におきましても、やはり同様な傾向にあるのかなというふうには考えておりますが、ただ、それが減少したと、ごみとして出されるものが減少するというのであれば、それは好ましいことなのであろうというふうに考えているところでございます。

○議長（小松隆一君） 8番 淵上清君。

○8番（淵上清君） 2点、まずモニタリング調査の結果ということで、放射性物質は

出ていないということで、一安心しているところですが、すみません、もう少し聞かせてもらえれば、どういったものというかですね、といたしますのは今、まだこの地域は風評被害問題があって、例えば原木のしいたけとかですね、山菜、きのこ等が、まだ市場には出回れないという現状があるのですね、しかしながら先日も盛岡中央市場にも行ってまいりましたが、特段そういう数値は全く出ていないという状況でもあるので、そういった側面もあるので、どういったものが検査の対象になっているのか、大雑把でいいですので、お聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点は、煙突の除去についてですけれども、32年度までということで、この先にはあるのですが、32年度内を目途としているということによろしいでしょうか。その2点お伺いします。

○議長（小松隆一君） 事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） まず1点目、放射性物質の測定の方でございますが、当組合で測定しておりますのは、いわゆる放流水を処理した後の水を測定しております。この放流水に含まれる放射性物質としての放射性セシウムとヨウ素、この2項目の測定を実施しております。

あと2点目、煙突の解体実施につきましては、具体的に言いますと、現時点においては平成32年度での実施を考えてございます。その理由につきましても、これも改めてご説明申し上げようと思っておりましたが、まず一つ、一般に言われておりますのは東京オリンピック等、あとは岩手県内陸部で民間の大型工事が実施されているということで、技術者、人の確保あるいは建設資機材の単価の上昇、これがかなり上昇しているということでございます。東京オリンピックでの建設需要であったり、岩手県内陸部での建設需要、これが平成31年度には落ち着くだろうというふうに見込んでおまして、それ以外にも例えば熊本地震ですとか西日本豪雨あるいは北海道の胆振東部地震ですか、そういった震災がらみの建設需要の高まりと言ったような不確定要素はございますが、それにつけても東京オリンピックとあと岩手県内陸部の岩手医大とか東芝メモリといった関連の工事が終了するというところで、平成32年度にはそういった建設事情の落ち着きにより、実施事業費の低減化が図られるものというふうに推測しておるところでございます。以上です。

○議長（小松隆一君） よろしいですか。他にございませんでしょうか。よろしいですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松龍一君） 次に日程第4、議案第2号平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第3号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。議案第2号平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第3号を定めることについて、別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

それでは別冊の平成30年度大船渡地区環境衛生組合補正予算書により説明させていただきます。1ページをお開き願います。平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第3号でございます。平成30年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,681万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,958万円とする。第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

お開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金831万9,000円の減。6款1項組合債5,850万円の減。このことから歳入の合計額を2億3,958万円とするものでございます。

次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。3款衛生費、1項清掃費6,681万9,000円の減。このことから歳出の合計額を2億3,958万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、技術労務職員における県の例に準じた給与の改正等に伴う人件費の増額と、今年度、解体撤去を予定しておりました旧焼却施設である煙突につきまして今年度での実施を取り止めとし、平成32年度以降へ繰り延べすることに伴う調整、決算見込みによる調整を行うものとなっております。先ほども渇上委員からのご質問にお答えする形で若干お話しさせていただきましたが、繰り返しのようになりますが、同じ内容について、より詳しくご説明させていただきます。煙突の解体撤去につきましては、当組合におけるかねてよりの課題でありましたことから、平成29年度に一旦予算措置をいたしました。内部調査の結果、想定していた以上にダイオキシン類が残存しているということで、当初見込んでいた作業を大幅に上回る仕様となりましたことから、解体費用が増大したということで財源の目途が立たず、平成30年度へ事業を繰り延べとしたものでございました。このことから是非、平成30年度で確実に実施をしたい。その実施に向けまして、業務委託により設計図書を作成いたしましたし、当該設計図書に基づいて解体撤去費

用を予算に盛り込みまして、財源となる起債申請手続きを進めて参ったところでございます。平成 30 年 8 月には起債導入の目途がつかまりましたことから、発注業者の選定ということで事務を執り進めて参りました。現状がですね、高濃度のダイオキシン類が残存する工作物の解体撤去ということと、ダイオキシン類が付着する建設廃棄物の適正処理という二つの特殊な作業であるということから、平成 20 年度以降の県内地方公共団体における類似施設での解体実績を重視しまして、その解体実績を有する大手ゼネコン 7 社を含む 8 業者と、参考見積設計図書の提出に応じた大手ゼネコン 1 社を含む県内業者 3 業者を選定いたしまして、全 11 業者による指名競争入札により契約業者を決定しようとしたものでございます。入札の実施にあたりましては、執行日を 9 月 21 日と定めまして、営業停止中であった 1 社を除く 10 社に対しまして指名通知書を送付いたしました。そうしましたところ、10 社のうち 8 社から入札辞退の届出がございまして、残り 2 社での入札と相りましたが、開札の結果、予定価格に対しましてほぼ倍額での入札額となり、落札には至らなかったところでございます。このことを受けまして、急ぎ設計図書の内容確認を行うとともに、応札した 2 社に対しまして内訳書の提出を求めまして内容の分析をいたしました。更に参考見積設計図書の提出に応じていた 1 社から事情聴取を実際に行いましたところ、他の類似施設の工事により技術者の確保が困難であることと、県内陸部では民間による大型工事により、また全国的にはオリンピック等による建設需要の高まりで、建設資機材の価格が上昇しているということとございました。また参考見積設計図書と入札内訳書の比較分析を行いましたところ、直接工事費において大きな差があることが判明し、この部分が昨今の建設需要の高まりによる人件費あるいは建設資機材価格の上昇分と判断できたところでございます。また一般論といたしまして、一度出した参考見積書の金額について、大幅な仕様の変更がないにも関わらず金額を大幅に変更するということにつきましては、受注意欲が薄いものと捉えられます。新たな施設整備を伴わない当組合の事業につきましては、他の同種の事業と比較した場合、金額的にも比較的小さいため、受注意欲が弱いということも今回の入札結果に影響したものと推察してございます。煙突の解体撤去が当組合におけるかねてより課題であることは、ご理解いただいているところでございますが、この煙突が残存している現状におきまして維持管理費用が生じているものではないということ、また倒壊の危険性が高く、早急に解体撤去しなければならないといったものでも実はございませんでして、全国的に見て、建築需要の高まりによりまして人件費あるいは建設資機材価格が上昇している現時点におきまして煙突解体撤去を実施するとなった場合、どうしても事業費の上昇は避けることができないといったところでございます。限られた財源を効果的に活用することをあわせて判断した場合、やはり熊本地震や西日本豪雨、北海道胆振東部地震といった震災からの復旧復興事業の高まりといった不確定要素はございますが、県内においては現在行われている民間の大型建設工事が終了するとともに、全国的に見ても東京オリンピックにおける建設需要の落ち着く平成 32 年度以降へ繰り延べし、技術者や資機材

の確保が容易となり、事業費の低廉化が期待できる時期で実施することが適当であると判断したものでございます。以上で煙突解体撤去を今年度取り止めとし、平成 32 年度以降へ繰り延べするという事になった、至った経緯等につきましてのご説明を終わらせていただきます。

次に 3 ページ以降の補正予算に関する説明書につきましてご説明いたします。お聞きいただきまして 4 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1 総括は説明を省略させていただきます。5 ページをご覧ください。2、歳入でございます。款、項、目、補正額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金 831 万 9,000 円の減。これは先ほどご説明いたしました煙突解体に係る事業費の減の外、平成 30 年度における決算見込み等により関係市町の分担金を調整するものでございまして、その内訳といたしましては事務費分担金が 157 万 7,000 円の減、建設費分担金が 674 万 2,000 円の減となっております。6 款 1 項組合債、1 目衛生債 5,850 万円の減。こちらも同様に、煙突解体に係る事業費の財源として予定しておりました公共施設等除却債の借入れを取り止めることによる減でございます。

お聞き願います。3、歳出でございます。款、項、目、補正額の順に申し上げます。3 款衛生費、1 項清掃費、1 目塵芥処理費 6,681 万 9,000 円の減。内訳といたしましては、先に申し上げましたとおり、技術労務職員の県の例に準じた給与改定による増と、煙突の解体撤去に係る事業費の減、決算見込みによる調整といたしまして説明欄にお示ししたとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第 2 号について質疑を許します。4 番船砥英久君。

○4 番(船砥英久君) 先ほどの淵上さんと重複する内容ですが解体のことについてですね、これ、地元業者の方には一切そういうノウハウがないとか確認した上での大手ゼネコンさんへの発注なんですか。

○議長(小松隆一君) 事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) 発注業者の選定につきましては、その発注する段階で実は検討いたしまして、やはり煙突そのものが 50m にもなるような高い建物、構築物です。それと中にそういった高濃度のダイオキシン類が含まれていると、そういった特殊な建物の解体であり、ダイオキシン類に汚染された建築廃材の処理、処分、適正処理ということでございましたので、やはり県内での実施状況がどうなのかということで、各自治体から聞いてまいりましたところ、やはりそういった特殊な工事は、他の地域では新たな施設整備もあわせての状況のようではございましたが、やはり大手ゼネコンがどうしても多いようではございました。それで今回、実際そういった形で指名競争入札にかけましたので、実際のところは 8 社が辞退と、その 8 社がすべて大手ゼネコン、一部県内の

業者もございましたが、そういったことも含めまして、次回平成 32 年度以降での実施を予定しているところがございますが、やはり市内の、市内、管内のいわゆる特定建設業を有する業者、そちらでの実施ということも一つ検討する必要があるのかなど、このように考えておるところでございます。やはり特定建設業であれば、大口の下請けへの発注ということもできますし、仮に下に入ってくる業者が専門業者だとするのであれば、事業の実施は確実にできるだろうということ、ただしその場合での事業費、いわゆる費用ですね、そういった部分についてもあわせて検討する必要があるのかなということでも考えておりますが、32 年度以降ということになりますと、いわゆる復興需要による建設工事、こちらは大分落ち着きははかられているということもございまして、ひとつ管内市内への業者の発注、これが額といたしましては数千万円ということもございますが、それでも管内の経済への波及効果は図られるものでございますので、そういったこともあわせて検討したいと考えてございます。

○議長（小松隆一君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（小松隆一君） 次に日程第 4、議案第 3 号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは議案第 3 号についてご説明いたします。議案書の議案第 3 号をお開き願います。議案第 3 号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。平成 31 年 3 月 31 日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別記のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。平成 31 年 3 月 31 日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備を行うものでございます。

お開き願います。別記。岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更するものでございます。別表第 1 を次のように改める。別表第 1 は記載のとおりでございま

す。別表第2第1号中、紫波、稗貫衛生処理組合を削る。附則、この規約は、平成31年4月1日から施行する。なお、新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松隆一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第3号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松隆一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松隆一君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されましたすべての議案が議了いたしました。

これをもちまして平成31年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。本日はたいへんにご苦労さまでございました。

午後1時53分閉会